

各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金交付要綱

(令和5年8月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、継続的なDXの推進及びロボットの導入により、製造現場の課題解決、生産性の向上及び業務効率化を図り、競争力強化に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) DX データ及びデジタル技術を活用した、製品、サービス等の付加価値の向上、製造プロセスの効率化等ビジネスモデルの変革を実現することをいう。
- (2) ロボット プログラムにより動作し、ある程度の自律性を持ち、及び環境内で期待する作業を実行する機械設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E製造業に属する産業を営む者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 規則第3条の3各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 一の年度において、補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、市内に有する事業所に係る事業に限る。

- (1) 生産性向上事業 自動化、省人化等に向けたDX関連機器、生産設備、ロボット等の導入
- (2) 業務効率化事業 営業又は生産管理等のバックオフィスの業務効率化に向けた

デジタルツール等の導入

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、補助事業により導入するもの（以下「設備等」という。）に汎用性がある場合は、専ら補助事業のために使用されると認められるときに限り、補助金の交付の対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について、国、他の地方公共団体その他の公的機関から同種の補助を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。
- 4 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。ただし、補助対象経費のうち市内企業（市内に本社又は主たる事務所を有する企業をいう。）からの設備等の導入に係る経費が2分の1を超える場合は、200万円を限度とする。

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の着手（設備等の発注をいう。以下同じ。）前に各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）導入する設備等の見積書の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事業の着手）

第6条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限り

でない。

- 2 前項ただし書の場合において、補助事業者は、補助事業の着手前に、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金事前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の計画の変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の計画の変更等の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金（変更・中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日（補助事業を中止した場合においては、当該中止の承認を受けた日をいう。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該完了の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- （1）補助対象経費の支出関係を証明できる書類
- （2）補助事業により設置した設備等の状況がわかる写真
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 第5条第2項ただし書の規定の適用を受ける補助事業者は、前項に規定する補助金の実績報告に当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助対象経費から減額しなければならない。

(消費税等仕入控除額の確定等)

第11条 第5条第2項ただし書の規定の適用を受ける補助事業者は、前条第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

4 規則第17条第4項の規定は、第2項の返還について準用する。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の確定通知を受けたときは、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金取得財産等管理台帳（様式10号）を備えるものとする。

2 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加額が単価30万円以上の機械、器具、備品その他の財産に該当するものを、市長の承認を受けずに、補

助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

3 前項の承認を受けようとする補助事業者は、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金財産処分申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、補助事業者が取得財産等の処分により収入を得る、又は収入を得ると認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

5 補助事業者は、補助事業完了後においても、取得財産等を補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（関係書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。ただし、前条第2項の規定により処分の制限を受ける取得財産等がある場合は、この条本文に規定する期間を経過後、当該取得財産等の処分が完了する日又は同項ただし書に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日以後に着手した補助事業について適用する。

附 則（令和6年5月16日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和6年10月31日決裁）

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

2 改正後の各務原市ものづくりDX・ロボット導入等支援補助金交付要綱の規定は、

この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附 則（令和7年5月9日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
機械装置導入費	機械装置（機械、装置等及びこれらに付随するソフトウェア、器具・工具等をいう。）の導入に係る経費
ソフトウェア・システム導入費	ソフトウェア、システム等の開発及び設計の委託又は導入に係る経費
ハードウェア導入費	ソフトウェア、システム等の導入に必要なハードウェア（パソコン、タブレット、LAN構築に必要なネットワーク機器等をいう。）の導入に係る経費